

輸入統計品目表新旧対照表 (令和8年財務省告示第185号)

新(2026年7月9日以降)					旧(2026年7月8日以前)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
72.01 ゝ 72.18 72.19		[略] [略] ステンレス鋼のフラットロール製 品(幅が600ミリメートル以上の ものに限る。) [略]			72.01 ゝ 72.18 72.19		[同左] [同左] ステンレス鋼のフラットロール製 品(幅が600ミリメートル以上の ものに限る。) [同左]		
7219.11 ゝ 7219.24		[略] [略] ー冷間圧延をしたもの(更に加工 したものを除く。)			7219.11 ゝ 7219.24		[同左] [同左] ー冷間圧延をしたもの(更に加工 したものを除く。)		
7219.31		ー厚さが4.75ミリメートル以 上のもの			7219.31	000 0	ー厚さが4.75ミリメートル以 上のもの		KG
	010 3	ークロム系(ニッケルの含有 量が全重量の0.6%以下の ものとし、その他の成分を 含有するかしないかを問 わない。)		KG					
	020 6	ーニッケル系(ニッケルの含 有量が全重量の0.6%を超 えるものとし、その他の成 分を含有するかしないかを 問わない。)		KG					
7219.32 ゝ 7219.35 7219.90		[略] [略] ーその他のもの			7219.32 ゝ 7219.35 7219.90		[同左] [同左] ーその他のもの		
	010 0	ー冷間圧延をしたもの(クラッ ドし、めつきし又は被覆した もの並びにニッケル系ステ ンレス冷延鋼帯及び冷延鋼 板に対して課する暫定的な 不当廉売関税に関する政令 (令和8年政令第224号)第 1条第1項第1号ロ(1)及 び(2)に掲げる加工したも のを除く。)で、ニッケル系 (ニッケルの含有量が全重 量の0.6%を超えるものと し、その他の成分を含有する かしないかを問わない。)の もの		KG		000 4			KG
	090 3	ーその他のもの		KG					
72.20		ステンレス鋼のフラットロール製 品(幅が600ミリメートル未満の ものに限る。) [略]			72.20		ステンレス鋼のフラットロール製 品(幅が600ミリメートル未満の ものに限る。) [同左]		
7220.11 ゝ 7220.20 7220.90		[略] [略] ーその他のもの			7220.11 ゝ 7220.20 7220.90	000 2	[同左] [同左] ーその他のもの		KG

新(2026年7月9日以降)					旧(2026年7月8日以前)						
統計品目番 号		N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目番 号		N A C C S 用	品 名	単 位	
				I	II					I	II
72.21 ゝ 72.29 〔略〕	010	5	ー冷間圧延をしたもの(クラッドし、めつきし又は被覆したもの並びにニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号ロ(1)及び(2)に掲げる加工したものを除く。)で、ニッケル系(ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)のもの		KG	72.21 ゝ 72.29 〔同左〕			〔同左〕		
	090	1	ーその他のもの		KG						
			〔略〕								
〔略〕						〔同左〕					